

## 工事書類の簡素化について

本件は、受注者の負担軽減及び発注者の監督・検査の合理化を図るため、山県市発注の建設工事を適用対象とする。

### 【基本事項】

- ・ 工事については、岐阜県建設工事共通仕様書にもとづいて実施する。
- ・ 工事書類の作成については、岐阜県ホームページに掲載してある様式、工事書類作成の手引き、参考資料集をもとに作成する。
- ・ 契約書面、特記仕様書、岐阜県建設工事共通仕様書に記載されている事項は、本件より優先する。

工事書類の簡素化に伴う主な内容を別紙1、別紙2にとりまとめたが、別途、総括監督員より指示があった場合はそれによるものとする。

### 【運用】

この取り決めは令和5年4月1日より適用する。